

熊本県議会議員

坂田孝志

第22号

令和3年
1月1日発行

県政報告

坂田孝志事務所
〒869-4701 八代市千丁町太牟田1300-3
TEL0965-46-2200 FAX0965-46-1707
URL <http://www.sakata.gr.jp>
E-mail takashi@sakata.gr.jp

令和2年7月
熊本豪雨特集



濁流にのみ込まれた八代市坂本支所周辺
7月4日県防災消防ヘリコプターひばりにて撮影

令和2年7月熊本豪雨

県南地方に甚大な被害

球磨川で大規模氾濫発生

坂本町が壊滅的な状況!



球磨川からの濁流、土砂流入で孤立する
三坂自治公民館



流木で埋め尽くされた、坂本支所周辺住宅

令和2年7月4日未明、線状降水帯の停滞による集中豪雨が球磨川流域を襲い死者63名、行方不明者2名、住宅被害9000戸超など未曾有の激甚災害が発生しました。坂本町に於いても多くの建物が損壊、床上浸水、道路が崩壊、陥没、河川が決壊、浸水、橋梁4橋が流失しました。4名の方が死亡、お一人が未だ行方不明です。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみと、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

県は、これまで被災者の生活再建、被災地のインフラの整備等、復旧・復興を迅速かつ強力で推進するため知事を本部長とする復旧・復興本部を立ち上げ、災害関連予算として1,453億円を投入し、国、県、市一体となって、早期復興に向け最大限の努力を傾注しているところであります。

私も被災者の方々が一日も早く普通の生活が取り戻せるよう、又なりわいの再建が出来るよう全力で取り組んでまいります。併せて、尊い人命を奪った今回の豪雨災害を踏まえ、球磨川流域の住民の皆様方が安心して枕を高くして日々の暮らしが送れるよう、住民の生命と地域の宝である清流を守る「新たな流水型ダム」を含めた「緑の流域治水」が早急に講じられるよう、国、県へ強く求めてまいります。

熊本県議会議員 坂田孝志

豪雨の爪痕



防災ヘリひばりより



【建物の被害】壊滅的被害を受けた道の駅、旧JA、保育園、森林組合

【河川の被害】球磨川氾濫で孤立する坂本支所周辺及び球磨川の護岸崩壊、JR肥薩線も壊滅的状況



【道路の被害】道路上層部が浸しよく等された国道219号、道路が決壊した県道中津道八代線



【橋梁の被害】球磨川の増水、濁流で落橋した深水橋、坂本橋、鎌瀬橋及び第一橋梁（JR）

豪雨災害復旧に向けてのドキュメント報告!!

被災現場を視察の防災担当、国土交通各大臣に早期復旧・復興の訴え



蒲島県知事に堤防に漂着した流木の早期撤去を訴える 7/5

・7月4日 早朝、県南広域本部へ急行、水谷本部長より状況を伺う。上村議長と連絡がとれ、ヘリコプターの要請をする。中村市長へ連絡し、自衛隊の要請を求める。夕刻市災害対策本部に出向く。

・7月5日 早朝6時過ぎ流木が漂着した文政海岸に向い、午後には蒲島知事にもご視察頂き撤去の迅速化を図る。その後、坂本西部地区及び、県道中津道線の崩壊、深水橋落橋を確認。

・7月6日 県南本部の土木部と地元県議4名、坂本中心部を徒歩で視察、余りにもひどい惨状に言葉を失う、旧藤本小まで行けず。

・7月8日 今日で現地に入って3日目となりますが、坂本町全域が悲惨な状況です。鎌瀬、中津道、瀬戸石には、自衛隊が向かっております。市ノ俣、枳之俣、三坂等の住民の皆さんは自衛隊がヘリで救助しました。〔フェイスブックより〕

15時過ぎ武田防災担当大臣が知事と共に八代市の避難所に視察に参られ「政府としてしっかり取り組む」との力強い言葉を頂く。〔フェイスブックより〕

・7月9日～25日 県連に届いた支援物資や、大学の同級生、東京の知人より続々と届けられた物資を軽トラで避難所や被災地に届ける。

・7月15日 赤羽国土交通大臣が現地視察後、市の災害対策本部に於いて、「国として復旧に向けてあらゆることを躊躇なく取り組む」との決意を示される。



武田防災担当大臣へ被災地の早期復興を要望 7/8



赤羽国土交通大臣より復旧に向けて力強い決意を示される7/15

千丁、鏡の友志会(後援会青年部)及び土地改良関係者とボランティア活動を展開

・八代地域の土地改良関係者22名で2度目の坂本町荒瀬地区の災害ボランティア活動を行いました。朝9時から取り掛かり、昼食をはさんで午後3時まで、みんなよく頑張ってくれました。家の中の家財道具具から取り出し、濡れて泥まみれの畳までやっと運び出すことができました。作業終了後、私の方から「大変でしょうが、頑張ってください」とねぎらいますと、家人



の方から「本当にお世話になりました。有難うございました。」との言葉に疲れも吹き飛びました。26日も頑張ります。(7/23)

〔フェイスブックより〕



全国から届いた支援物資を被災地に届ける 7/25



7/19・7/23・7/26と3回にわたりボランティア活動を実施する



県議会による災害現場視察

・県議会の災害対策協議会で、芦北、球磨、人吉、八代の現地視察を行いました。すべての地域が悲惨な状況であり、被災者の方々が復旧復興に向けて懸命に取り組んでおられる姿と、国、県市町村が一体となって取り組んでいる状況を伺い知ることが出来ました。被災された方の宅地や住宅の災害ガレキの除去が公費により出来ることとなりました。又、建物に被害がなくても、途中の道路が決壊して孤立し避難しておられる方々に、仮設住宅への入居が可能となりました。今後とも、被災者に寄り添って様々な支援に取り組んでまいります。(8/20)



県議会災害対策協議会による災害現地調査8/20

〔フェイスブックより〕



土地改良事業団体連合会九州協議会を代表して九州農政局へ緊急要望 7/21



県議会自民党議員団総会で、災害復興に向けての国への意見書説明8/4



宮崎参議院議員と百済来地区の農地被害を視察8/25

7月豪雨災害に関する支援策、財政出動固まる!

この度の豪雨により住宅を始め道路、鉄道、橋梁などのインフラが甚大な被害を受けました。

地域、流域に於ける社会インフラの復旧、なりわいの再建は喫緊の最重要課題です。中でも地域の皆様方と密接な関わりを持つ、公民館などのコミュニティ施設の早急な復旧を図るための予算を措置しました。

又、被災者生活再建支援法の改正を国へ求め、了承して頂き、新たに中規模半壊が創設されました。

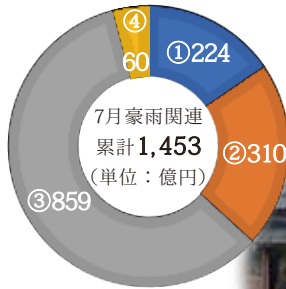
今後共、被災地に於ける一日も早い復旧、復興に向けまして、県議会、執行部共に全力で取り組んでまいります!

◎7月豪雨関連の予算措置状況(一般会計) (単位:百万円)

区分	7月補正 (知事専決)	8月補正	8月補正 (知事専決)	9月補正	10月補正 (知事専決)	11月補正	累計
被災者の救済 生活支援	20,995	37	509	0	799	23	22,362
産業復興支援	1,479	0	28,764	0	0	794	31,037
社会、産業イン フラの機能回復	6,555	8,645	59,772	0	0	10,971	85,943
その他	22	0	2,697	3,000	0	249	5,968
計	29,050	8,682	91,741	3,000	799	12,037	145,310

◎被災者生活再建支援法に基づく支援金一覧表

被災世帯 の区分	損害割合(※)	基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%以上	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%以上 40%未満	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円



- ① 被災者の救済、生活支援
- ② 産業復興支援
- ③ 社会・産業インフラの機能回復
- ④ その他



濁流にのみ込まれた住宅

◎公共施設、地域コミュニティ施設等復旧支援(球磨川流域復興基金事業から抜粋) 令和2年12月15日時点

事業	支援の概要	県の窓口			
地域営水道 施設の復旧支援	内容: 公営水道の給水区域外で10人以上又は3世帯以上の住民に給水する水道施設の取水、貯水、給水施設等で原形復旧に要する経費 対象者: 管理する集落、自治会、組合等。補助率: 8/10 (公営と統合する場合) 1/2 (統合しない場合)	環境保全課			
私道の復旧支援	対象者: 私道を管理する自治会又は集落等(公道に接する幅員1.8m以上) 対象経費: 被災箇所の原形復旧に要する経費 補助率: 経費の1/2以内(上限10,000千円/件)	建築課			
地域・集落の コミュニティ 施設の再建支援	支援対象: 市町村長が復旧を必要と認定する神社、お堂、祠等で地域で利用し維持管理する施設 対象経費: 建替、改修に要する経費(市町村からの補助分は控除) 対象者及び 交付基準: 管理する集落、自治会に経費の1/2以内(上限10,000千円/件)	文化課			
自治公民館の 再建支援	支援対象: 市町村長が復旧を必要と認める施設で、住民が利用する集落、自治会が設置し管理運営する施設 対象経費: 建替、解体、修繕に要する経費(土地購入は除外) 交付基準: 経費の1/2以内 補助: 上限あり(市町村の補助額) ※例えば、市町村の補助が1/3の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県 1/3</td> <td>市町村 1/3</td> <td>地区負担 1/3</td> </tr> </table>	県 1/3	市町村 1/3	地区負担 1/3	社会教育課
県 1/3	市町村 1/3	地区負担 1/3			
消防団詰所等の 再建支援	支援対象: 市町村以外の団体等が所有する消防団詰所(車両や資機材の収納場所と団員の待機場所を併設した施設)及び格納庫、水利施設 交付基準: 経費の1/2(上限: 建替①詰所2,000千円、②格納庫1,200千円、③水槽500千円 改修①詰所1,000千円、②格納庫600千円、③水槽100千円 ④消火栓75千円) ※市町村補助分は控除	消防保安課			

◎7月豪雨に係る8月臨時議会及び9月定例議会で可決された国会・内閣への意見書

- ・令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書
- ・国土強靱化の継続・拡充を求める意見書
- ・被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
- ・緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書
- ・川辺川ダム建設を含む球磨川流域の抜本的治水対策に関する意見書